魚沼市の学童保育
（放課後児童クラブ）

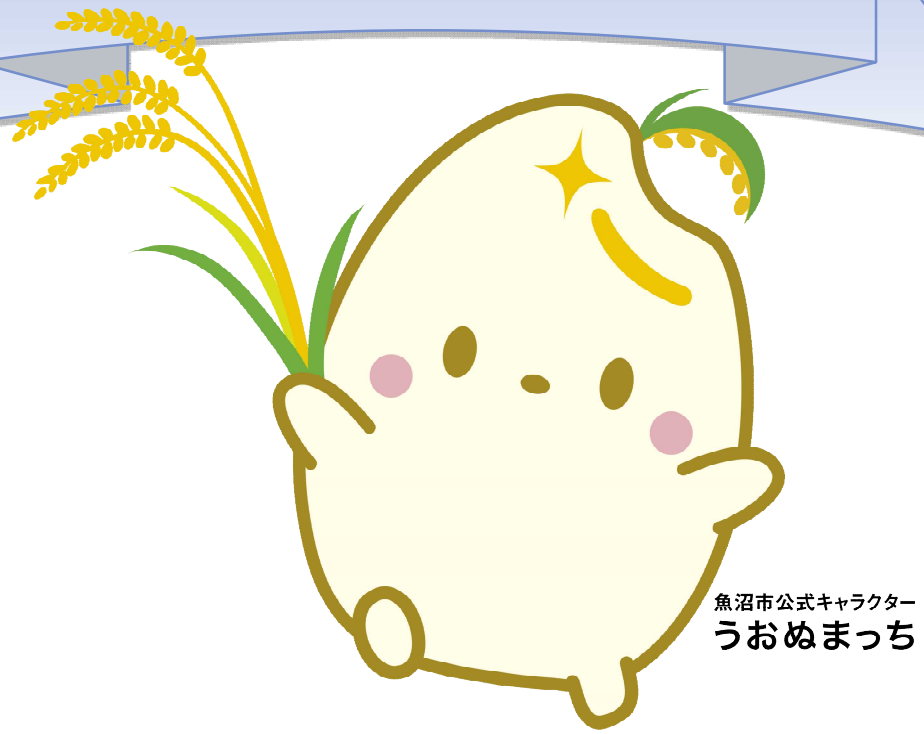

☆学童保育のご利用を希望される方は必ず本案内もお読みください。

◎学童保育は保護者や同居または近くに住んでいる祖父母が仕事・病気等の理由により、保育できない家庭の方のみご利用いただけます。（同居の祖父母には、同一住所別世帯の方や同一敷地内の別棟にお住いの方を含みます）

◎お子さんがご自宅で留守番できる場合や、祖父母が高齢であってもご自宅でのお子さんの安全確保ができる場合など、学童保育を利用しなくともご自宅で過ごすことができる場合は申込みをお控えください。

【申請受付期間：令和７年１０月１０日(金)～令和７年１０月３１日(金)】

※上記申請受付期間以降にお申込みされる場合は、利用予定日の属する月の前々月末日までにお申込みください。（例：７月 26 日から利用希望の場合→5 月末日まで）

令和８年度

魚沼市教育委員会事務局　子ども課

学童保育(放課後児童クラブ)とは

◎放課後及び学校休業日の昼間、保護者やご家族が仕事・病気等の理由により、保育できない家庭の児童を対象に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成支援を行うところです。

◎学校や学習塾のような教育施設ではないため、宿題などを促すことはしますが学習指導は行いません。

◎保護者に代わって生活全般を指導するのではなく、保護者の皆さんが家庭の中で子どもを温かくはぐくむためのお手伝いをするところです。

◎放課後児童クラブ・学校・家庭が連携をとり、地域の協力を得ながら共同で子育てをしていくところです。

※私営クラブの保育内容等詳細につきましてはクラブへ直接お問合せください。

※呼び方は学童保育、放課後児童クラブ、学童クラブなど様々な名称が使われています。

学童保育方針

指導の柱１　＜一人一人がゆっくりと安心して過ごせるように＞

★自由時間の充実・・・・・・・・・・一人一人の興味や関心を引き出し伸び伸びと展開・発展出来るような居場所作りをする。

指導の柱２　＜仲間と共に成しとげるよろこびを＞

★集団遊び・・・・・・・・・・・・・やさしいルール遊びを中心に
・まとまって遊べる工夫
・スポーツ的な遊び
・伝承遊び、ごっこ遊びの発展

指導の柱３　＜生活のリズム・生活のルール＞

★生活の流れを定着させる・・・・・一人一人が生活の流れをつかんで、自らが生活の主体になれるようにする。

★当番活動（おやつ・掃除等）・・・ 当番活動を通して生活に必要なことを身につける。

★生活のルール・・・・・・・・・・・健康に心がけ、集団生活を気持ち良く過ごせるようにする。

生活のながれ（モデルケース）

※クラブによって異なる場合がございます。

平　　日	登所　→　学　習 あそび　→　おやつ 掃　除　→　あそび　→　片付け　→　帰宅
土曜日・ 長期休み	登所　→　学　習 あそび　→　昼　食 休　憩　→　あそび　→　おやつ 掃　除　→ →片付け　→帰宅

クラブの概要

１　対象児童

保護者やご家族が仕事などで昼間家庭にいない、市内に住所を有する又は市内小学校に在籍している児童

２　実施場所（市営）

名　　称	（現在の）実施場所	電　話
堀之内放課後児童クラブ	堀之内４３０－３　堀之内小学校給食調理場棟	７９４－２３００ 090-7263-8330
小出つくしクラブ	佐梨７７７－４　小出児童センター	７９２－１２５０
小出北部つくしクラブ	佐梨１０６０　小出小学校内	７９３－２０１２
伊米ヶ崎放課後児童クラブ	虫野３８　伊米ヶ崎小学校内	７９３－１００７
湯之谷放課後児童クラブ	七日市２７６　湯之谷児童館	７９２－１７１３
湯之谷やくしクラブ	七日市新田４８　湯之谷小学校内	７９３－７５２０
広神東よつばクラブ	今泉１９９５－１　よつば児童館	７９９－３５０５
広神西よつばクラブ	親柄１０７－１　広神西小学校内	７９９－２９６４
守門きのめクラブ	須原５２０　北部庁舎３Ｆ	７９７－２３１４
入広瀬放課後児童クラブ	穴沢２４６－１　入広瀬幼稚園舎	７９６－２２８０

３　実施時間

平　　日：放課後から午後６時 30 分まで

土曜日・長期休み：朝７時 45 分から午後６時 30 分まで

４　休館日

日曜、祝日、年末年始（12/29～1/3）

５　利用形態

入　　所	・年間を通しての利用
長期休み	・春休み、夏休み、冬休みだけの利用
一時預かり	・急な用事や学校の午前放課等で自宅での監護ができず、一時的に利用（月に数回程度）

※実施場所（私営）

名　　称	実　施　場　所	電　　話
ひまわり放課後児童クラブ	小出島６６６－５ 小出保育園隣り	７９２－３４３４ ０９０－８０３５－０４６８
第二たんぽぽクラブ	中原２９６－１ 第二たんぽぽ保育園内	０２５－７９３－７３２０

実施時間、休館日等詳細につきましては、ひまわり放課後児童クラブ、第二たんぽぽクラブまでお問い合わせ下さい。

保護者負担金等

１　保護者負担金の額

区　　分	負担金（月額）	備　　考
生　活　保　護　世　帯	０円	・同一世帯から同時に２人以上の児童が利用するときの負担金は、２人目は２分の１の額、３人目以降は10分の１の額となります。
住民税非課税世帯	２，０００円	
ひ　と　り　親　世　帯	３，５００円	
そ　の　他　世　帯	７，０００円	

※利用形態が入所とその他利用（長期/一時）の形態のうち、兄弟姉妹で異なる形態を利用する場合は、入所となっているお子さんを第１子とみなします。

例：兄：長期、妹：入所利用の世帯の場合→兄が利用料軽減対象。

・日割り計算の算定方法

利用日数が月10日以下の場合は400円×利用日数とし、11日以上の場合は基本額となります。ただし、上表に定める児童の属する世帯区分の負担金を限度とします。

令和８年度の負担金は、４月から８月分については令和７年度の住民税課税額を基に決定し、９月から３月分については令和８年度の住民税課税額を基に決定します。

２　請求について

負担金は、実績に基づき利用月の翌月に請求します。

３　負担金の納入について

納　期　限　：利用月の翌月25日（土日祝日の場合は、その翌日）です。

納 入 方 法：口座振替または納付書による支払いとなります。

・口座振替の手続きをされた場合、各納期限日に口座から引き落としいたします。
なお、納期限の日に口座振替ができなかった場合、その翌月の納期限日に再振替いたします。

・納付書により納付いただく場合、魚沼市指定の金融機関や納付書裏面記載のコンビニエンスストア／電子マネーで納付することができます。

４　その他

☆保険　　児童クラブ共済保険に加入いただきます。（保護者負担金　1,000円／年間）

☆入所　　年度ごとに入所申請が必要です。

☆退所　　退所される場合は、早めに「退所届」を提出して下さい。

☆変更　　世帯状況（世帯構成や住所地、氏名など）や利用形態に変更が生じた場合は、「変更届」を提出して下さい。また、生活保護世帯にあっては、受給に変更が生じた場合についても、子ども課までご連絡下さい。

★利用停止　　負担金を３ケ月以上滞納した場合や著しく他児童の妨げとなる場合は、利用を停止することがあります。

利用申込み及び利用についての注意事項　※必ずお読みください。

●申込みについて

・利用申込みは表紙にある通り、利用を希望する年度の**前年度の 10 月中の申込受付期間中の申込みが原則になります。**受付期間外に申込みは、利用希望日から利用いただけない場合がございます。（受付期間以降に就職等が決まり利用申込みをしたい場合は早めにご相談ください。）

・令和７年度は長期休み直前に利用申込みをされる事例が多くありました。直前での受入は保育に支障をきたす場合がありますので、年度途中で申込みは**利用希望日の属する月の前々月末日までにお申込みください。**申込みの理由（申込みをするのを忘れていた等）によっては利用希望日から利用いただけない場合がございます。

・祖父母が高齢であることを理由に申込みをされる場合、自宅で面倒を見ることができない理由を詳細に記載し、それを証明する書類を添付してください。

・**過去に利用した児童クラブの負担金に未納がある場合は利用できません。未納分の入金を済ませてからお申込みください。**きょうだいの利用分についても未納がある場合は利用できません。

●利用について

・就労証明書等の記載内容と利用状況が著しく合わない場合、以降の利用を停止させていただく場合がございます。

（例）就労証明書は週２日勤務となっているが学童保育の利用が週５日ある。勤務終了時間が 16 時 00 分で職場から学童保育まで 20 分の距離であるが迎えの時間が 18 時 30 分になる。

※上記の例以外でも利用状況が相応しくない事例がありましたら利用を停止させていただく場合がございます。

・他児童や支援員に対して危害を加えるなど、学童保育の管理運営に支障があると認められる場合、以降の利用を停止させていただく場合がございます。

・利用日として報告していたが、急遽利用しなくなった場合は学童保育と学校どちらにも連絡してください。利用予定でない日に児童が登所した場合に利用の確認連絡や迎えまでに時間を要した日は利用日としてカウントします。

学童保育の利用については、ご家庭でよく相談した上でお申込みください。

Ｑ＆Ａ　※必ずお読みください。

●申込み関係

Ｑ：来年までに就職を予定しているが、申込期間中に申込は出来ないか。

Ａ：採用が決定(内定)したら、その時点でお申し込みください。

ただし、当初申込期間外にお申込みをされる場合は、**利用希望日の属する月の前々月末日までにお申込みください。**（例：7 月 26 日から利用を希望される場合→5 月末日までに申込）

期限を過ぎた場合は利用希望日からご利用いただけない場合がございます。

Ｑ：求職活動や育児休業を取得中にクラブを利用させることは出来ないか。

Ａ：原則としてクラブを必要とする事由には該当しません。ただし、必要に応じて一時利用できる場合がございますのでご相談ください。

Ｑ：祖父母が就労等しておらず自宅にいる場合は全く利用できないのか。面倒を見る人がおらず、どうしても預けなければならない日があるが、どうすれば利用できるか。

Ａ：祖父母が就労していない場合は、クラブの利用を必要とする理由を詳細に記載し、それを証明する書類を添付してお申し込みください。

Ｑ：祖父母が高齢により面倒を見ることができないためクラブを利用したい。

Ａ：上記の質問と同様に利用を必要とする理由を記載し、それを証明する書類を添付してお申し込みください。

※クラブ利用登録者数が増加していることに伴い、**祖父母が高齢であることのみを理由とした利用は原則として不可とします。**児童の発達状態などから利用が必要な場合は明記してください。

Ｑ：祖父母は同じ敷地内に住んでいるが建物は別である。就労証明等は必要か。

Ａ：申請書への記載及び就労証明等が必要となります。同居の祖父母には世帯分離している方や同一敷地内の別棟に暮らす方を含みます。

Ｑ：近くに住んでいる祖父母も申込書に記載が必要か。

Ａ：おおむね徒歩５分圏内に住んでいる祖父母については、申請書への記載及び就労証明等が必要となります。

Ｑ：紙の申請書の配付はしていないのか。

Ａ：令和８年度の申込みは電子申請のみになります。申込書の配布はしていませんので、電子申請フォームからお申込みください。

●就労証明書関係

Ｑ：きょうだい利用で就労証明書は１枚でよいということだが、利用児童名欄はどのように書けばよいか。

Ａ：下部の枠内にきょうだいの名前を記入してください。

Ｑ：就労証明書は会社から押印をもらう必要があるか。

Ａ：様式変更に伴い押印は不要となります。

Ｑ：有期雇用であり年度末までに雇用期間が満了するが、毎年同内容で更新しており、次年度についても更新予定である。雇用期間を未来の日付で証明してもらってよいか。

Ａ：就労証明書については原則として現況の証明となります。ただし、事業者が雇用期間を未来日で証明した場合は、そのまま添付いただいて差し支えありません。なお、申込後に就労条件（日数や時間など）や勤務先等が変更となる場合は、変更内容がわかる就労証明書を必ずご提出ください。

※本回答は、未来日での証明をお願いするものではございません。

●利用決定について

Ｑ：結果はいつ頃届くのか。

Ａ：２月上旬頃、決定（不決定）通知書の送付を予定しております。
記載漏れがあり審査を完了できない方や記載内容について確認させていただきたいことがある方につきましては、順次ご連絡いたします。

Ｑ：申込をしたが利用をしないこととなった。手続は必要か。

Ａ：決定通知書送付以前の場合はお電話にてお知らせください。決定通知書送付以降に決定した場合は「退所届」をご提出いただく必要があります。子ども課及びクラブに様式がございますのでお問い合わせください。

●クラブ利用関係

Ｑ：仕事終わりに買い物をしてから迎えに行きたいがそれまで利用できるか。

Ａ：ご利用いただけません。お仕事が終わり次第速やかにお越しください。
質問のような利用が発覚した場合は、改善いただくようお声掛けさせていただき、それでも改善が見られない場合は利用停止とする場合があります。

Ｑ：１６時には迎えに行けるが、子どもが遊びたがっているので１７時頃まで利用させられるか。

Ａ：ご利用いただけません。学童保育はご家族が仕事などで家庭にいない児童を対象に実施しております。お迎えが可能になりましたら速やかにお越しください。

Ｑ：４月から新１年生だがいつから利用できるか。
Ａ：４月１日からご利用いただけます。なお、入所前の「ならし保育」はございません。

Ｑ：学区外のクラブを利用させられるか。
Ａ：原則として児童が通学している小学校区に属するクラブへお申込みください。ただし、保護者様で送迎手段を確保する場合や長期休暇時のみの利用で保護者様が送迎する場合はご利用いただける場合がございます。
※通年利用と長期利用で別のクラブに二重登録することはできません。
※クラブにおいて学区外への送迎を実施する予定はございません。

Ｑ：市営クラブでは、土曜日や長期利用の際の開所時間が７時４５分～１８時３０分までだが、開所時間を延長できないか。
Ａ：職員体制上、現時点では開所時間を延長する予定はございません。
開所時間外の保育希望等についてはファミリー・サポート・センター事業など、他のサービスの利用をご検討ください。

☆魚沼市ファミリー・サポート・センター
子育ての『お手伝いを必要とする方（依頼会員）』と『お手伝いができる方（提供会員）』が互いに会員となり、育児の相互援助を行う組織です。
市の助成があり、１時間２００円（上限１，２００円/日）の利用者負担で利用できます。
【魚沼市ファミリー・サポート・センター事務局（子育て支援センターぱぴぷ内）】
TEL:025-792-6356（受付時間：月曜から金曜　８時３０分～１７時１５分）

令和８年度の利用申込から電子申請フォームでの受付になりました。
紙の申込書では受付していませんので、ご注意ください。
申込はこちらから→

【お問い合わせ先】
（保育内容等について）
各放課後児童クラブ
（利用申請・保護者負担金等について）
魚沼市教育委員会事務局　子ども課（℡792-6356）